4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十二の二　（略）

十二の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十三～二十　（略）

5・6　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　（略）

2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一～二十の二　（略）

二十の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十一～二十六　（略）

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第八十条　（略）

2　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ～ハ　（略）

ニ　法第三十五条の七第四項

六・七　（略）

3　（略）

（役員のために締結される保険契約）

第八十四条の二　法第三十五条の八第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百三十九条　第百三十七条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十二の二　（略）

十二の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十三～二十　（略）

5・6　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　（略）

2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一～二十の二　（略）

二十の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十一～二十六　（略）

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第八十条　（略）

2　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ～ハ　（略）

（新設）

六・七　（略）

3　（略）

（新設）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百三十九条　第百三十七条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）